

堺市公報 号外第17号	令和4年6月24日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	3
○堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例 【産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室】	6
○堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 【消防局総務部総務課】	12
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【上下水道局サービス推進部事業サポート課】	13

本号で公布された条例のあらまし

- 堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和4年条例第18号）
令和4年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うもの

- 堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例（令和4年条例第19号）
国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づき、同項に規定する事業実施区域において適用される緑地及び環境施設の面積率等を定めるもの

- 堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第20号）

都市計画法第34条第12号の規定に基づき市街化調整区域において特例的に開発許可をすることができる区域を、都市計画法施行令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域を除く区域とするもの

○堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（令和4年条例第21号）

非常勤の消防団員等に係る損害補償を受ける権利について、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に対して担保に供することができる旨の規定を削るもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第22号）

上下水道局の所管する未利用資産の活用事業について、当該活用事業を行う者の選定に関する審議及び審査を行うため、堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会を設置するもの

条 例

堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第18号

堺市市税条例及び堺市手数料条例の一部
を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で法第292条第1項第8号の控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第33条第1項中「令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。」を「令和4年法律第1号」に、「令和3年新法」を「令和4年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和3年新法」を「令和4年新法」に改める。

附則第3条の2第1項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「令和3年新法」を「令和4年新法」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「令和3年新法」を「令和4年新法」に、「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「令和3年新法附則第15条第16項本文」を「令和4年新法附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和3年新法附則第15条第27項第1号イ」を「令和4年新法附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和3年新法附則第15条第27

項第2号イ」を「令和4年新法附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第6項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「令和3年新法附則第15条第27項第3号イ」を「令和4年新法附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第7項中「令和3年新法附則第15条第30項」を「令和4年新法附則第15条第29項」に改め、同条第8項中「令和3年新法附則第15条第34項」を「令和4年新法附則第15条第33項」に改め、同条第9項中「令和3年新法附則第15条第35項」を「令和4年新法附則第15条第34項」に改め、同条第10項中「令和3年新法」を「令和4年新法」に改める。

附則第3条の2の2中「令和3年新法」を「令和4年新法」に改める。

附則第3条の5の見出し中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第3条の5の2の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第5条の2中「令和3年改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「令和3年改正法」という。）」に改める。

（堺市手数料条例の一部改正）

第2条 堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第13条」を「以下この条及び第13条」に、「証明に」を「証明書の交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書の交付については、この限りでない。

第13条第2号中「固定資産課税台帳」の次に「（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加え、同条第3号中

「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の」を、
「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載
をしたものの交付を含む。)に係る」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第18条の改正規定 令和6年1月1日

(2) 第2条中第11条の改正規定(同条にただし書を加える部分を除く。)並びに第13条第2号の改正規定(「閲覧」の次に「(法第382条の4に規定する当該固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える部分に限る。)及び同条第3号の改正規定(「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)に係る」を加える部分に限る。) 令和6年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

2 前項第1号に掲げる規定による改正後の堺市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の堺市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第19号

堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく
準則を定める条例の一部を改正する条例

堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成18年条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

堺市工場立地法第4条の2第1項及び国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

第1条中「「法」を「立地法」に、「法」を「立地法」に、「市準則」を「立地法市準則」という。）及び国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第20条の2第1項の規定に基づき、既存準則に代えて適用すべき準則（以下「特区法市準則」に改める。

第2条中「法」を「立地法及び特区法」に改める。

第3条の見出し中「対象区域」を「立地法市準則に係る対象区域」に改め、同条第1項中「法第4条の2第1項」を「立地法第4条の2第1項」に、「範囲及び」を「範囲並びに」に改め、「区分ごとの」の次に「緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する」を加え、同条第2項中「製造業等に係る工場又は事業場（以下「特定工場」という。）」を「特定工場」に改め、「この条例の規定」の次に「（立地法市準則に係る部分に限る。）」を加える。

第4条第1項中「法市準則」を「立地法市準則及び特区法市準則」に改め、同条第2項中「法」を「立地法」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（特区法市準則に係る緑地及び環境施設の面積率）

第4条 特区法第20条の2第1項の規定により事業実施区域において既存準則に代えて適用すべき緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のと

おりとする。

区分	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設的面積の敷地面積に対する割合
第1種区域における特例既存工場	100分の10以上	100分の10以上
第2種区域における特例既存工場	100分の5以上	100分の5以上
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	100分の15以上	100分の15以上

備考 この表において「特例既存工場」とは、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（同日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場であって、同日後に新たに特定工場に該当することとなったものを含む。以下「既存工場」という。）のうち、前条第1項（同項の規定が適用されない既存工場にあつては、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条）に定める緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を満たさないものをいう。

2 特例既存工場（前項の表の備考に規定する特例既存工場をいう。以下同じ。）が同表に規定する区分のうち2以上の区分に該当する場合における同項の規定の適用については、当該特例既存工場の敷地のうちそれぞれの区分に該当する部分の当該敷地に占める面積の割合が最も高い部分の区分に係る規定を、当該特例既存工場について適用する。

附則第2項の見出しを削り、同項中「昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場」という。）」を「既存工場（第3条第1項の規定の適用を受けるものに限る。）」に、「第3条」を「同項」に、「緑地及び環境施設」を「緑地等」に、「附則別表」を「附則別表第1」に改め、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（適用除外）

2 工場立地法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出があつた特例既存工場のうち、当該届出に関して、同法第4条第1項の規定により公表された準則の規定（緑地等のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関するものに限る。）又

は当該準則に代わるものとして同法第4条の2の規定に基づき定めるこの条例の規定に適合すると市長が認めたことがある特例既存工場については、第4条の規定は、適用しない。

附則第3項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

4 特例既存工場において、生産施設の面積の変更が行われるときは、第4条第1項の規定に適合する緑地等の面積の算定は、附則別表第2に規定する算式により行うものとする。

附則別表第1項中「工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)」を「法準則」に改め、同表を附則別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

(次の1表 別記)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(堺市緑の保全と創出に関する条例の一部改正)

2 堺市緑の保全と創出に関する条例(平成22年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第31条中「規定は」の次に「、工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項本文に規定する特定工場の設置に係る行為」を加え、「、堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成18年条例第40号)第3条第2項に規定する特定工場の設置に係る行為」を削る。

附則別表第2

1 特例既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる一の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する環境施設的面積
第1種区域における特例既存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.1 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (G_0/S)) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.1 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.1 - (E_0/S)) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種区域における特例既存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.05 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 - (G_0/S)) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.05 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.05 - (E_0/S)) > 0.05S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.05S - E_1$ とし、 $0.05S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場	$G \geq (P/\gamma) (0.15 - (G_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (G_0/S)) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq (P/\gamma) (0.15 - (E_0/S))$ ただし、 $(P/\gamma) (0.15 - (E_0/S)) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 特例既存工場が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

区分	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い 設置する環境施設的面積
----	------------------------------	--------------------------------

<p>第1種区域における特例既存工場</p>	<p>$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S))$ ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (G_0 / S)) > 0.1S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.1S - G_1$とし、$0.1S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	<p>$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S))$ ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - (E_0 / S)) > 0.1S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.1S - E_1$とし、$0.1S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
<p>第2種区域における特例既存工場</p>	<p>$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S))$ ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (G_0 / S)) > 0.05S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.05S - G_1$とし、$0.05S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	<p>$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (E_0 / S))$ ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - (E_0 / S)) > 0.05S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.05S - E_1$とし、$0.05S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>
<p>第1種区域又は第2種区域以外の区域における特例既存工場</p>	<p>$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S))$ ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (G_0 / S)) > 0.15S - G_1 > 0$のときは$G \geq 0.15S - G_1$とし、$0.15S - G_1 \leq 0$のときは$G \geq 0$とする。</p>	<p>$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S))$ ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - (E_0 / S)) > 0.15S - E_1 > 0$のときは$E \geq 0.15S - E_1$とし、$0.15S - E_1 \leq 0$のときは$E \geq 0$とする。</p>

3 附則別表第1第3項の規定は、前2項の表に規定する算式について準用する。この場合において、附則別表第1第3項中「既存工場」とあるのは、「特例既存工場」と読み替えるものとする。

堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第20号

堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内に
おける開発行為等の許可に関する条例の一部
を改正する条例

堺市都市計画法に基づく市街化調整区域内における開発行為等の許可に関する条例（平成14年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の」を「第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域及び同条第7号に掲げる」に、「ものを」を「区域を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の規定による許可の申請がなされている場合の当該申請に係る許可の基準については、この条例による改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第21号

堺市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月24日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第22号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第3項の表に次のように加える。

堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会	上下水道局の所管する未利用資産の活用事業に係る契約の締結に当たり、当該事業ごとに行う事業を実施する者の選定についての審議及び審査に関する事務	事業ごとに10人以内	委嘱され、又は任命された日から事業を実施する者が選定される日まで
------------------------	--	------------	----------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。